

インバウンド受入環境整備事業制作委託業務 特記仕様書

1. 業務の目的

今後、南城市において外国人観光客（インバウンド）が増加する可能性が高いことから、市内観光施設等における受入環境を整備することで満足度を高め、1人あたり消費額の増加を図る。

2. 業務の名称

インバウンド受入環境整備事業制作委託業務

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和3年2月15日まで

4. 委託金額

15,064,500円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は予算算定の為のものであり契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 与件の整理

基礎資料（海外交流推進事業成果報告書等）を整理、把握し、事業の位置づけを明確にするとともに、実施計画書を作成して体制やスケジュール、実施事項について市と調整しながら決定する。

(2) 海外インバウンド・マーケティング調査・検討

訪日観光客の中で、比較的1人あたり観光消費額の高い海外市場について調査を行うとともに、沖縄県及び南城市内における受入実態を把握したうえで、関係者を招集し検討を行う。尚、詳細については企画提案者の提案内容を踏まえて市が決定するものとする。

(3) 海外インバウンド受入促進支援

海外交流推進事業で実施してきた海外インターンシップが市内事業者において自走化したことから、その側面的支援として市内観光事業者向けの海外市場セミナー等を実施する。尚、詳細な支援方法については、企画提案者の提案内容を踏まえ、市内事業者と協議のうえ、市が決定するものとする。

(4) ガイドライン作成

拡大する新型コロナウイルス感染症の社会的情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応していくためのガイドラインを作成する。

(5) インバウンド受入先進地視察

国内においてインバウンド受入メニューを推進し、1人当たり観光消費額及び滞在時間の増加が図られている地域の視察(参加者2名程度)を行う。尚、視察先及び視察内容については企画提案者の提案内容を踏まえて市が決定するものとする。

(6) 外国人観光客対象旅行商品プロモーション

先進地視察の成果として市内事業者で外国人観光客対象旅行商品を造成し、そのプロモーションを行う。プロモーションの詳細については企画提案者の提案内容を踏まえて事業者と協議のうえ市が決定するものとする。

(7) モニターツアーの実施

上記(6)で造成した旅行商品についてインフルエンサーに参加してもらいモニターツアーを実施する。ツアー実施後は関係事業者に対するフィードバックを行うとともに多様な媒体を通じた発信を行って頂く。尚、詳細な実施方法については、企画提案者の提案内容を踏まえ、市内事業者と協議のうえ、市が決定するものとする。

(8) 成果報告書のとりまとめ及び印刷製本

本事業の成果報告書について市と協議しながら作成する。また、編集後に市と協議を行い最終的な合意形成を行ってから印刷製本を行う。尚、目次の構成や印刷製本の仕様書案については企画提案者の提案内容を踏まえて決定するものとする。

(9) 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは原則月1回とする。但し、協議の上必要に応じて随時実施する。

6. 成果品

- (1) 業務報告書(A4版・フラットファイル綴り)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- (2) 事業成果報告書(A4版・印刷製本)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50部
- (3) (1)、(2)の電子データ(CD-R)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚
- (4) その他事業者提案によるもの及び必要に応じて市が求めるもの

7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和3年2月15日(月)までに提出する。

8. 業務上の留意事項、その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症の社会的影響が悪化した場合に備え、事業内容の変更及び代替等も含め提案すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する留意事項

すべての業務において、日本政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、「三つの密」を徹底的に回避し、新しい生活様式に対応した対策を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止における業務一部見直しについて

新型コロナウイルス感染症拡大の状況に伴い、業務の一部を変更する可能性がある。当該変更を行う必要が出た場合は、市とすみやかに協議し、円滑にその解決にあたるものとする。

尚、契約期間中であっても事業を行うことが難しい場合は、その段階で執行した部分を精算し契約を終了する可能性があることも留意すること。

(4) 協議について

本業務の実施に際し、担当者と連絡を密にとること。本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、速やかに市と協議すること。